プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案 参照条文

○廃棄物の 処 理 及び 清 掃 に関 する法律 (昭 和 几 十五年法律第百三十七号) (抄

定義

第二条 不要物であつて、 この法律に おいて 占 形状又は液状の 廃 棄物」 もの とは、 ごみ、 (放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。 粗大ごみ、 燃え殻、 汚泥、 ふん尿、 廃 油 廃)をいう。 酸、 廃アル カリ、 動 物の 死体その他 の汚物又は

2 この法律におい 、 て 一 般廃棄物」 とは、 産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 略

4 この法律において「産業廃棄物」 とは、 次に掲げる廃棄物をいう。

事業活動に伴つて生じた廃棄物 のうち、 燃え殻、 汚泥、 廃油、 酸、 廃アル カリ、 廃プラスチック類その他政令で定める廃

項において「航行廃棄物」 輸入された廃棄物 (前号に掲げる廃棄物、 という。 並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物 船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物 (政令で定めるものに限る。 (政令で定めるものに限る。 同項において 第十五条の 「携帯廃棄物 四 0 五. 第

という。)を除く。

5 •

(市町村の処理等)

第六条の二 略

する基準を除く。 洋汚染等及び海上災害の お 基準 いて海洋を投入処分 市 町村が行うべき一 ナは、 政 定め 以下 般 の場所とすることができる一 廃棄 防止に関する法律 般 廃棄物 物 特別管理 処理基準」 (昭和四十五年法律第百三十六号) に基づき定めら 般廃棄物を除く。 という。 般廃棄物を定めた場合における当該 並びに市町村が 以下この項において同じ。 般廃棄物 0 収集、) の 収 般廃棄物にあ 運 れた場合におけるその投入の 集、 搬 文は 運搬及び処分に関する基準 処分を市 つては、 その投入の 町 村以 外 0 者 場所及び方法に 場所及び方法が海 委託 (当該基準 ける場 関

3 5 略

令で

て は同項に規定する 委託する場合には、 事業者は、 般廃 棄 般 その運搬に 物処 廃 棄 理 物 計 処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。 画 ついては第七条第十二 に従つてその 般廃棄: 一項に規定する一 物の 運搬又は処分を他人に委託する場合その他その 般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、 般廃 棄 物の 運搬 その処分につい 又は処分を他

7 略

(一般廃棄物処理業)

第七 場合に限る。 廃 棄 条 物 の積卸しを行う区域 般廃 棄物 専ら の収集又は運搬を業として行おうとする者は、 再生利用 に限る。 の目的となる一)を管轄する市 般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、 町 村長 の許可を受けなければなら 当該業を行おうとする区域 な \ \ \ ただし、 (運搬 のみを業として行う場合にあ 事業者 (自らその 般廃棄物を運 つては、 この 淀搬する 限 般

2~5 (略)

でない。

6 事 業者 般 廃棄物の処分を業として行おうとする者は、 (自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。 当該業を行おうとする区域を管轄する市 専ら再 生利 用 の目的となる 般 廃 棄 町 物 村長の許 0) みの処 可を受けなけ 分を業として行う者その他環境省 れば なら な

7 11 (略)

で定める者について

は、

この

限りでない。

により条例で定める収集及び運

搬

- 12 は、 第一 項の 般廃 許 棄物の収集及び運搬 可を受けた者 (以 下 並びに処分につき、 般廃棄物収集運搬業者」という。)及び第六項の許可を受けた者 当該市町村が地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) (以下「一 第二百二十八条第 般廃棄物処分業者」という。 項の
- 13 に従い、 般廃棄物収集運搬業者又は 般廃棄物の収集若 しくは運搬又は処分を行わなければならない。 般廃棄物処分業者は、 般廃棄物処理基準 (特別管理一般廃棄物にあつては、 特別管 理 般 廃 棄 物 処 理 基 進

並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

- 14 託してはなら 般廃 棄 物 ない。 収集運 操業者 もは、 般廃 棄物の収集若しく は 運搬又は処分を、 般廃 棄 物処 分業者 は 般 廃 棄 物 0 処 分を、 それぞれ 他 人に
- 15 な 般廃 棄物 収集運 搬業者 及び 般 廃棄物処分業者は、 帳簿を備 え、 般 廃 棄物 0) 処 理 に つい て環境省令で定める事項を記 載 L なけ れ なら
- 16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(名義貸しの禁止)

七 条の五 般廃棄物収 集 運搬業者 及び 般 廃棄物処分業者 は 自 己 の名義をもつて、 他 人に 般 廃棄物 0) 収集若 しくは 運 搬 又は 処分を業と

(事業者の処理)

て行わせてはなら

ない。

第十二条 (略)

2 \(\) (略)

5 途にお 場合には、 0 洋 産業廃 規定する産業廃 て産業廃 0 業者 投入の場所及び方法に関する基準に従 て産業廃 棄 中 その 棄物を 物 間 (特 運搬 処 棄 別管 処 棄物を処分する者を 理 物 に 分 業 処 した後 0 理 者 産業廃 分業者 て 発 は第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境 0 生 その 産業廃棄物をいう。 棄物を除くも カコ ら最終 他 環境省令で定める者にそれぞれ委託しなけ いう。 処 分 以下同じ。 のとし、 つて行う処分をいう。 埋 <u>\f</u> 以下同じ。 処 中間 分、)を含む。 処理産業廃棄物 海 洋投 を含む。 入処)又は再生をいう。 次項及び第七項並びに次条第 分 (海洋汚染等及び 次項及び第七項に (発生から最終処分が終了 ればならない 以下同じ。 海 お 上災害 11 て同じ。 五. 省令で定 項 0 が終了するまでの するまでの か 防 ら第七項までにお 止 に関 める者 の運搬又は処 はする法律 に 連 その 0) 律 処 処 分を他人に委託 玾 基 連 V 分に て同じ。 0 0 づ き 行 処 理の 定 つ 程 ては 中 5 行 は、 一途にお 程 n 同 する た海 0 項 そ 中

6 5 13 略)

虚 偽の管理票の 交付等 0 禁止

物の 者 十二条の四 記 又は第十四条第十一 運搬又は処分を受託して 載をして管理票を交付 十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集 一項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは いな は なら いにもかか な わ 5 ず、 前 条第三項に規定する事項又は同条第四項若 運搬業者若しくは第 第十四 条 の四第十二項に規定する特別管 十四条の四第十二 項に規定 しくは第五項に規定する事項に 理 する特別管理産業廃 産業廃棄物処分業者 棄物 は 収 0 産業廃 集 て虚: 運 搬 棄 業

2 4 略

7

産業廃棄物処 理

第十四 らその産業廃棄物を 第十五条 定 場合 条 に あ 0) 産 業廃 つて 兀 0 四第三 棄物 は は 運搬する場合に限る。 産 (特別 一項にお 業 廃 限 棄 管 物 11 理 っでない の積卸 産業 て同じ。 廃 しを 棄物を除く。 の収集又は運搬を業として行おうとする者は、 行う区域に限る。 専ら再生 以下この条から第十四条の三の三まで、 利 用 0) 目 を管轄する都道 的となる産業廃 府県知事 棄 物 0) の許 み 当 0) 収集又は 「該業を行おうとする区域 第十五条の四の二、 可を受けなければなら 運 搬を業として行う者その 第十五 な 運 条の 被の ただし、 四の三 みを業として行 他 事業者 |第三項及び 環境省令で

2 \(\) 略

める者につ

7

0)

ŋ

5

都 道 府県知 事 は、 第 項 0) 許 可 0 申 請 が 次 0 各号 0 ず れにも適合していると認めるときでなければ、 同 頃の 許可をしてはならない。

(略)

- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者
- 口 暴力団員でなくなつた日 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員 から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。) (以下この号において 「暴力団員」という。) 又 は

ハ〜ホ (略)

- へ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 6 Ļ 産 事業者 業廃棄物 (自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。 の処分を業として行おうとする者は、 当該業を行おうとする区域を管轄する都道 専ら再生利用 の目的となる産業廃棄物の 府県知事の許可を受けなければならない。 みの処分を業として行う者その 他 環境
- 省令で定める者については、この限りでない。

7~11 (略)

- 12 第 項の許可を受けた者 (以 下 「産業廃棄物収集運搬業者」という。)又は第六項の許可を受けた者 〇 以 下 「産業廃棄物処分業者」という。
- は、 産業廃棄物処理基準に従い、 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
- 13 ŋ 該委託をした者に書面により通知しなければならない。 産 業廃 又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、 棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、 現に委託を受けている産業廃棄物の収集、 環境省令で定めるところにより、 運搬又は処分を適正に行うことが困難とな 遅滞なく、 その旨を当
- 14 定める期間保存し 産業廃 棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、 なければならない。 前 項 の規 定による通知をしたときは、 当該 通 知 の写 しを当 該 通 知 \mathcal{O} 日 カコ 5 環境省令で
- 15 る者以外の者は、 産業廃 棄物収集 産業廃棄物の 運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、 処分を、 それぞれ受託してはならない。 産業廃 棄物 0) 収 集又は 運搬を、 産業廃棄物処分業者その他環境省令で定め
- 16 託 他 環境省令で定める場合は、 してはならない。 産業廃棄物収集運搬業者は、 ただし、 この限りでない。 事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しく 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、 産業廃棄物処分業者は、 は 運 搬 又は処分を政令 産業廃 で 定 める基準 棄 乳物の処 に 分を、 従 つて委託する場合その それぞれ他人に委
- 17 第七条第十五項及び第十六項の規定は、 産業廃棄 物 収 集運搬業者及び産業廃棄物処分業者に つい 、て準用し する。 この場合におい て、 同 条第十

五項 单 般 廃 棄 物 \mathcal{O} とあ る \mathcal{O} は 産 業 廃 棄物 \mathcal{O} لح 読み 替えるも Ō とする

(名義貸しの 禁 止

第 を業として行 兀 条 の 三 \mathcal{O} わ 産 は 業 な 廃 棄 物 収 集 運 搬 業者 及 び 産 業 廃 棄 物 処 分業者 は 自 己 0) 名 義 たもも 0 て、 他 人に 産 業 廃 棄 物 0 収 集 若 < は 運 搬 又 は

(改善命令)

せ

7

5

第十九条の三 う。 法 処 分業者、 該保管 変更その 並 びに国語 特 収 集、 他必要な措 別管 次 外廃 の各 理 運 産業 棄 搬 号に掲げる場合に 物 又は 置を を輸 廃 棄 処 講ず 分を行 物収集運 入した者 べきことを命ずることができる。 つた者 操業者、 お (事業者等を除 いて、 (事業者 当該各号に定める者 特別管 <u>ک</u> 理 般廃棄: 産業廃棄物処分業者及び に限る。 物収集 は、 運 に 対 当 搬 業 該 者、 し、 般 無害 期 廃 棄物 限 般 化 廃 を 又は 処理 定 棄 つめて、 物処 認定 産業 分業者、 当 業者 廃 該 棄物 廃 以 産業廃 棄 0) 適 物 下この条に 0 正 棄物収 保管、 な 処理 お 集 収 0 集 運 実 7 施 搬 を確保す 業 運 「事業者等」と 者 搬 文は処 産業廃棄物 するため、 分分 0) 方

- 般 廃 棄 般廃棄物処理基準 物 0 収 集 運 搬 文は (特別管理 処 分が行 わ 般廃棄物にあつては、 れた場合 (第三号に掲げる場合を除く。 特別管理 般廃 棄 物 処 理 市 基 町 準) 村 が 適 用 さ れる者に ょ ŋ 当 該 基 準に 適 合 L な
- 管 基準) 産業廃 が 棄 適用さ 物 処理基準又は れる 者により、 産業廃 当 棄物保 該基準に 管基準 適 合しな (特別管理産業廃棄物にあ い産業廃棄物の 保管、 つて 収集、 は、 運搬又は 特別管理 処 産 分が 業廃 行 棄 わ 物 れ 処 た場 理 基 合 準 又 (次号に は 特 別管 掲 げ 理 産業廃 る 場合を除 棄 物

都道 府 県 知

基 準 無 害化 特 別管 処 理 理 認定業者に 産業廃棄物にあ ょ り、 0 て 般廃 は 棄 特 物 別管 処 理 理 基 産業廃 潍 (特別管 棄物 理 処 理 基 般 準) 廃 棄 物に に 適 合し あ つては、 な 1 特別管 般 廃 棄 物 理 又 は 般 産 廃 業 棄 物 廃 処 棄 物 理 基 0) 準) 当 該 認定 又は 産 に 係る 業 廃 収 棄 物 処 理 運

措 置命令

搬

又は処分

が

行

わ

れ

た場場

合

環

境

大臣

第

る場合 委 は 託 項 処 九 分が 条 に 規 ょ 0 ŋ 定 あ 行 兀 当 に 0 わ れた場 より て 該 収 は 般 当 集 廃 合に 環境 該 棄 収集、 運 物 大臣。 搬 お 処 又は 理 て、 基準 運 第 処 搬 分が行 生活 又は 特 九条 別 処 環 の七 境の 分 管 わ を行 理 れたときは、 に 保 つた市 お 全上支障が生じ、 般 廃棄物に て同じ。 町 当 村 □該委託, を除 あ つて は、 くも 又は は、 をした者を含む。 のとし、 必 要な限度にお 生ずるおそ 特 別管 同 理 条第 般 れ 次条第 六項若 が 廃 て、 あると認めら 棄 物 処理基準 しく 当該収集、 項 及び第十 は第七項 準) れ 運搬 に るとき 九条の 又は第七条第十 適 次又は処 合 は L 七 な 2分を行 に 市 お 町 般廃 村 应 て 0 長 た者 棄 項 (前 処 \hat{o} 物 分者等」という。 規定に違反する 条第一 0 (第六条の二第 収 一号に掲げ 運 搬又

- に ることが Ļ できる。 期限を定 8 て、 その 支障 . の 除 去又 は 発 生 0 防 止 0) た \emptyset に 必 要な措 置 以 下 「支障 0) 除 去等 0) 措 置 と いう。 を講ずべ きことを命
- 2 前 項 0) 規定による命令をするときは、 環 境 省令 で定 め る事 項 を 記 載し た命令書を交付 しなけ ればならない

(事業の廃止等についての措置命令の規定の準用)

第 基準) 項 廃 \mathcal{O} 場合にお 棄物の -九条の・ 措 の認定を受けた者に 置 に 保管をすることその他 という。 適合しな て、 第 同 十 条 1 九 条の 第 とあ ついて 般 廃棄 項 兀 0 る 中 規定は、 は、 0) 物 必 前 は (当該各号に定める事項に係るものに限る。 要な措置」 環境大臣」 条第三号に掲げる場合にあ 般廃棄物処 次の各号に掲げる者 と読み替えるものとす と、 理 「期限を定めて、 基準 (特別管理 が つては、 般 廃棄物処 その支障の除去又は 般 環境大臣。 廃棄物に 理 基準 0) 保管を あ 第 特 つて + 九 別 管理 発生 条 は 行 つて 0 特別 \mathcal{O} 七 防 般 に いると認 廃棄 おい 管 止 理 0) 物に て同じ。 ために必要な措置 めら 般 廃 あ つては、 棄物処理基準) れるときに _ とあるの 特別管 0 以 は ****\ . て 準 用・ に従つて当該 下 理 第 「支障の 九条の 般 する。 廃 棄 除去等 + 物 処 第 般 理

- 第七 条第一 一項又は 第 七 項 0 更新を受け な カン 0 た者 当 ⅳ該更 新を受け な か つた 許
- 二 第七条の二第三項の規定による届出をした者 当該届出
- 三 第七 条の 兀 0) 規定に より 第七条第一 項 文は 第六 、項の 許可 を 取 り /消され た者 当 該 取 り消され 可
- 兀 第九条の 第 項、 第九条の 九第一 項 又は第九条の十 第 項 \hat{O} 認定に係る事業の全部 又は 一部を廃止した者 当該 認 定
- Ŧī. 第 九 条 0) 八第 九 項、 第 九条の 九第十項又は第九条の十第七項の規定により第九条の 八第 項、 第九 条の 九第 項又は第 九 条 0 十 第 項

認定を取り消された者 当該取り消された認定

六 項ただし 第七 条第 書に 該当す 項又は第六項の許 んる者 を除 可を受けな 当 該許 いで 可 を受け 般 廃 な 棄物の収集若しくは運 いで業として行つた収 搬又は処分を業として 集若 しく 、は運搬 又は 処分 行 0 た 者 (同 条第 項 ただし書又は 第六

2 (略)

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

項 請 負によって行 第六 条 が 三 条 の 三 第二 わ 土 木建 れる場合にあつて 項 築に関 及び第三 する工事 項 は、 第十三条の 建 当該建設工事に伴い生ずる廃棄物 築物その += 他 第十三条の 0) 工作 物 0) 十三、 全部 又 第十三条 は の処 部 理に を解 \mathcal{O} 十 0 体 す 五. いてのこの法律 るエ 並 び 事を含 に 第 十 五. む 条の (第三条第二項及び第三 以 七 下 を除 建 ? ? 設 工 0) لح 規定 う。 項、 0 適 第四条第四 用 に が 数 0 次 7

は、 負つた建設工事を他 当 「該建設 工事 他 の者に請 の者から請け負つたものを除く。)の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業 け負わせて営むものを含む。)をいう。 以下同じ。)を営む者 (以 下 「元請業者」という。 (建設工事を請け負う営業 を事業者とする (その請

(略)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、 五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。

一 〈 匹 (略

七 六 五. 第十九条の五第一項 第七条の五、 第六条の二第六項、 第七条の三、第十四条の三(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)、第十九条の四第一項、 第十四条の三の三又は第十四条の七の規定に違反して、 第十二条第五項又は第十二条の二第五項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者 (第十七条の二第三項において準用する場合を含む。) 又は第十九条の六第一項の規定による命令に違反した者 他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業 第十九条の四の二第 項

八~十二 (略)

として行わせた者

十三 第十四条第十五項又は第十四条の四第十五項の規定に違反して、 産業廃棄物の処理を受託した者

十四~十六

2 略

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

して、 第六条の二第七項、 一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者 第七条第十四項、 第十二条第六項、第十二条の二第六項、 第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反

み替えて準用する第十九条の四第 第九条の二、 第十五条の二の七、 項又は第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第 第十九条の三(第十七条の二第三項において準用する場合を含む。 第十九条の十第 項の規定による命令に違反し

項におい

· て読

た者

三~六 (略)

第二十七条の二 次の各号の いず ħ かに該当する者は、 年以下の懲役又は 百万円以下 の罰金に処する。

<u>く</u> 五. (略)

第十二条の四第一 項の規定に違反して、 虚偽の記載をして管理票を交付した者

七~十一(略)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一~三 (略)

三項又は第十四条の五第四項の規定に違反して、通知せず、又は虚偽の通知をした者 第十四条第十三項、 第十四条の二第四項、 第十四条の三の二第三項 (第十四条の六において準用する場合を含む。 第十四条の四 第十

Ŧī. 五項において準用する場合を含む。)又は第十四条の四第十四項の規定に違反して、 第十四条第十四項、 第十四条の二第五項 (第十四条の三の二第四項 (第十四条の六において準用する場合を含む。 通知の写しを保存しなかつた者 及び第十四 五.

六・七 (略)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する

場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、 十二条の二第十四項、 第七条第十五項 (第十二条第十三項、 第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつ 第十二条の二第十四項、 帳簿に記載せず、 第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項において読み替えて準用する 若しくは虚偽の記載をし、 又は第七条第十六項 (第十二条第十三項、 第

二~九 (略)

第三十二条 反行為をしたときは、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 行為者を罰するほか、 その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 次の各号に掲げる規定の 違

(略

各本条の罰金刑 第二十五条第 項 (前号の場合を除く。)、第二十六条、第二十七条、第二十七条の二、第二十八条第二号、 第二十九条又は第三十条

2 (略)

○国等による環境物品等の調 達の推進等に関する法律 (平成十二年法律第百号) /抄

(環境物品等の調達の基本方針)

第六条 国は、 玉 及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的 かつ計 画的に推進するため、 環境物品等の調達の推進に関する基本方

針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2~6 (略

〇行政手続法 (平成五年法律第八十八号) (お

(聴聞の通知の方式)

五. 条 行]政庁は、 聴聞を行うに当たっては、 聴聞を行うべき期日までに相当な期間をお いて、 不利益処分の名あて人となるべき者に対し、

次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 一 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- て陳述書及び証拠書類等を提出することができること。 聴聞 0) 期日に出頭して意見を述べ、 及び証拠書類又は証拠物 (以 下 「証拠書類等」という。 を提出 し、 又は聴聞 0 期日 0) 出
- 聴聞が終結する時までの間、 当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 掲 号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該 達したものとみなす。 示場に掲示することによって行うことができる。 行政庁は、 不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、 この場合においては、 掲示を始めた日から二週間を経過したときに、 第一項の規定による通知を、 その者の 当該通知がその者に 行政庁の 氏 名、 事 同項第三 務 所の

〇会社法 (平成十七年法律第八十六号) (抄)

定款の作成

成 五百七十五 その全員がこれに署名し、 条 合 名会社、 合資会社又は合同会社 又は記名押印しなければならない。 (以 下 「持分会社 と総称する。 を設立するには、 その社員になろうとする者が定款を作

2

略

(特別清算事件の 管轄

第 とができる。 係 11 につき議決権を行使することができない株主を除く。 八百七十 て 属しているときにおける当該株式会社についての特別清算開始の申立ては、 「親法人」 九条 という。 第八百六十八条第一)について特別清 項の規定にかかわらず、 5算事件、 破産事件、 次項において同じ。 法 再生事件又は更生事件 人が株式会社)の議決権 の総株、 親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもするこ 主 の過半数を有する場合には、 (以下この条において 株 主総会にお いて決議をすることができる事項の 「特別清算事件等」という。 当該法人(以下この条にお <u>)</u> が 全

2 \ 4 (略

 \bigcirc 刑法 (明治四 年法 律 第四 + 五. 号)

抄)

略

〇行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号)

(執行停止)

第二十五条 略)

3

2 執行又は手続の続行の 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、 全部又は一 部の停止その他の措置 必要があると認める場合には、 (以 下 「執行停止」という。 審査請求人の申立てにより又は職権)をとることができる。 で、 処 分の効力、 処 分

取した上、 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、 執 行 停止をすることができる。 ただし、 処分の効力、 必要があると認める場合には、 処分の執行又は手続の続行の全部又は 審査請求人の申立てにより、 部 0 停止以外の措置をとることはで 分庁の 意見を聴

4 7 略)

きない。

(処分についての 審査 請 求の 認 容

第四十六条 (略)

2 前 項の規定により法令に基づく申請を却下 又は棄却する処分の全部又は 部 を取り消 す場合に お て、 次の各号に掲げる審査庁は、

当

該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

- 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、 当該処分をすべき旨を命ずること。
- .

処分庁である審査庁

当該処分をすること。

3 · 4 (略)

(不作為についての審査請求の裁決)

第四十九条 (略)

- 2 (略)
- 3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。 この場合にお 7
- 次の各号に掲げる審査庁は、 当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、 当該各号に定める措置をとる。
- 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、 当該処分をすべき旨を命ずること。
- 二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。
- 4 · 5 (略)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化 の促進等に関する法律 (平成七年法律第百十二号)

(定義)

第 二条 この法律において 「容器包装」とは、 商品の容器及び包装 (商品 の容器及び包装自 体が有償である場合を含む。 であって、 当該商品

が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

- 2 · 3 (略)
- 4 以 下 この法律において「容器包装廃棄物」とは、 「廃棄物処理法」という。)第二条第二項に規定する一 容器包装が一般廃棄物 般廃棄物をいう。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 以下同じ。)となったものをいう。 (昭和四十五年法律第百三十七号。
- 5 (略)

6

て

得ら 意見を聴いて指定する施設において保管されているもの この法律に れた物のうち、 において 「分別基準適合物」とは、 環境省令で定める基準に適合するものであって、 市町村が第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をし (有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主 主務省令で定める設置 の基準に適合する施設として主務大臣が市町村

務省令で定める物を除く。)をいう。

7~13 (略)

(指定等)

第二十一条 主務大臣は、 行うことができると認めら 般社団法人又は れるものを、 その申請により、 般財団法人であって、 再商品化業務を行う者 次条に規定する業務 (以 下 「指定法人」という。)として指定することができる (以 下 「再商品化業務」 という。 を適正かつ 確実に

2~4 (略)

○国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)(抄)

(審議会等)

第八条 服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。 第三条の国 の行政機関には、 法律の定める所掌事務の範囲内で、 法律又は政令の定めるところにより、 重要事項に関する調査審議 不

○特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)(抄

(定義)

第二条 (略)

2 · 3 (略)

れにも該当するものとして、 この法律にお 7 「特定家庭用機器」 政令で定めるものをいう。 とは、 般消費者が 通常生活の用に供する電気機械器具その 他 の機械器具で あっ て、 次 の各号の

られるも 市町村等 0) 廃 棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品 化等が困難 で あると認

る 当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品 経済性の 面に におけ る制約が著しくないと認められるもの 化 等が資源の 有 効な利用を図る上で特に 必要な ŧ \mathcal{O} のうち、 当該再· 商品 化等に

影響を及ぼすと認めら 当該機械器具の 設計又はその部品若しくは原材料の選択が、 れるもの 当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品 化等の 実施に重要な

三

兀 売した当該機械器具の 当 該機械器具 0) 小 売 相当数を配達 販売 (事業者 していることにより、 への販売を含み、 販売を業として行う者 当該機械器具が廃棄物となったもの への販売を除く。 ど 以下同じ。 ついて当該機械器具の小売販売を業として)を業として行う者がその小売販

5 · 6 (略)

行う者による円滑

な

収

集を確保できると認められるもの

○使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)(炒

(定義)

第二条 この法律にお て 自 1動車」 と は 道 路 運 送 車 両 法 昭昭 和二十六年法 律第百 八十 五号) 第二条第二項に規定する自動 車 (次に掲げるも

のを除く。)をいう。

ものをいう。 被けん引車 以下この項において同じ。 (道 路 運送車 両法第二条第1 項 に規定する自 動車 のうち、 け ん引して 陸 上を移動させることを目的として製作 した用具である

道路運送車 ・両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車 (被け ん引車を除く。)であって、 輪の もの (側車付きのものを含む。

道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小 型特殊自 動 車 (被けん引車を除く。

四 前三号に掲げるもののほか政令で定める自動車

2~17 (略)

○使用済 小 型電 子 機 器 等 0 再 資 源 化 0) 促 進 に関する法 律 伞 -成二十 四 年 法 律第五十七

(定義)

品化法 政令で定めるもの 二条 この法律に (平成十年法律第 をい お いて 九十七号) 「小型電子機器等」 第二条第四項に規定する特定家庭用機器を除く。 とは、 般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他 であって、 次の各号の の電気機械器具 V ず れにも該当するものとして (特定家庭用機器再商

可 条第 能であると認めら 当該電気機械器具が廃棄物 項に規 定する廃棄物を れるもの (廃棄物 W う。 の処理及び清掃に関する法律 次号及び第十条第三項第 号において同じ。 (昭 和四十五年法律第百三十七号。)となった場合におい 以 下 て、 「廃棄物処理法」という。 その 分郊率的 な収集及び運 微が 第

- うち、 当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理 当該再資 源化に 係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの 及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なものの
- 2 · 3 (略)
- 〇中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)(抄

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 (略)

2~4 (略)

5 て営む者については、 この法律において「小規模企業者」とは、 五人) 以下の事業者をいう。 おおむ ね常時使用する従業員の数が二十人 (商業又はサー ビス業に属する事業を主たる事業とし

○産業廃棄物の 処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 (平成四年法律第六十二号)

(指定等)

第十六条 ことができる。 認められるものを 産業廃棄物の適正な処理の確保に資することを目的とする一般財団法人であって、 環境大臣は、 その申 特定施設の整備に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃 請により、 全国を通じて一 個に限り、 産業廃棄物処理事業振興財団 次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると 棄物の処理に係る事業の振興措置等を推進することにより (以 下 「振興財団」 という。)として指定する

2~4 (略)

(業務)

第十七条 振興財団は、次に掲げる業務を行うものとする。

う。 に限る。 の最終処分場又は廃油 認定計画に係る特定施設のうち、二以上の種類の産業廃棄物処理施設 の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。 を含む第二条第二項第 廃酸、 廃アルカリ若しくは特別管理産業廃棄物の処理 一号に掲げる施設又は同項第二 一号に掲げる施設を含むもの (廃 油、 施設 廃 酸、 (専ら産業廃棄物の再生の処理を行うものを除く。) 廃アル (次号において カリ及び特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄 「特定債務保証対象施設」とい

- 認定計 画に係る特定施設 (特定債務保証対象施設を除く。)の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- 関する技術の 業者その他環境省令で定める者 廃 棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者、 研究開発の事業その他の産業廃棄物の処理に係る事業であって共同して行われるものに必要な資金の借入れに係る債務を保証 (以 下 「産業廃棄物処分業者等」という。 廃棄物処理法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分 が行う産業廃棄物処理施設の整備の事業、 産業廃棄物 処理に
- 兀 債務を保証すること。 産業廃棄物処分業者等が行う産業廃棄物処理施設の近代化又は高度化を図るための施設の整備の事業のために必要な資金 一の借 入れに係る
- Ŧī. 成金を交付すること。 産業廃棄物処分業者等に対してこれらの者 が行う産業廃棄物 の処理に関する新たな技 術 0 開 発又は起業化に必要な資金に充てるため (T) 助
- 六 産業廃棄物の処理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 七 産業廃棄物の処理に関する調査研究を行うこと。
- 八 産業廃棄物の 処 2理に関 産業廃棄物処分業者等又はその従業員に対して研修又は指導を行うこと。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十八条 委託することができる。 振興財団 は、 環境大臣 の認可を受けて、 前条第一号から第四号までに掲げる業務 (債 務 の保証の決定を除く。 0) 部を金融機関に

2 (略)

(基金)

第十九条 に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。 振興財団 は、 第十七条各号に掲げる業務に関する基金 (第二十五条において「基金」という。 を設け、 これらの業務に要する費用

(区分経理)

第二十一条 振興 財 団 は、 次に掲げる業務については、 当該業務ごとに経理を区分し、 それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十七条第二号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

三 第十七条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四 (略)

(報告及び検査)

第二十二条 資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、 環境大臣は、 第十七条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、 振興財団の事務所に立ち入り、 業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ 振興財団に対し、 当該業務若しくは

ることができる。

2 · 3 (略)

(監督命令)

第二十三条 環境大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、 振興財団に対し、 第十七条各号に掲げる業務に関し監督上必要

(指定の取消し等)

な命令をすることができる。

第二十四条 環境大臣は、 振興財団が次の各号のいずれかに該当するときは、 第十六条第一項の規定による指定 (以下この条において 「指定」

という。)を取り消すことができる。

第十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき、

一 (略)

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十条 第二十二条第一

項の規定による報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、

又は同項の規定による検査を拒み、

妨げ、

若しくは忌避した

(略)

○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)

(課税の範囲)

第二条 登録免許税は、 別表第 に掲げる登記 登録、 特許、 免許、 許 可 認可、 認定、 指定及び技能 証明 (以下 「登記等」 という。 につい

て課する。

第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係)別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、 第九条、第十条、第十三条、第十五条-第十七条、第十七条の三-第十九条、

百五十六の二 使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定	
─ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第五十七号)第十 認定件数	一件につき十五万円
条第三項(再資源化事業計画の認定)の規定による再資源化事業計画の認定	
□ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十一条第一項(再資源化事業計画の	
変更等)の規定による再資源化事業計画の変更の認定	
イ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第二項第四号の使用済小型電 認定件数	一件につき三万円
子機器等の収集を行おうとする区域の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定で財務省令	
で定めるもの	
ロ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第二項第六号の使用済小型電 認定件数	一件につき三万円
子機器等の収集、運搬若しくは処分を行う者又は業務の種別(その者が行う収集、運搬又は	
処分の別をいう。)の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定	